

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人HLA研究所	4130005012627	委託費	246,400	-	令和4年10月31日 令和5年2月28日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人かずさDNA研究所	8040005016807	委託費	8,044,300	-	令和4年5月31日 令和4年8月31日 令和4年9月30日 令和4年10月31日 令和4年11月30日 令和4年12月27日 令和5年2月28日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人医用原子力技術研究振興財団	5010405010448	委託費	219,000	-	令和4年12月27日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	評価料	3,850,000	-	令和4年11月30日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度	3,420,000	-	令和4年4月27日 5月27日 6月27日 7月27日 8月29日 9月27日 10月27日 11月28日 12月27日 令和5年1月27日 2月27日 3月27日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO認定更新審査料・維持料・申請料	2,552,000	-	令和4年5月31日 令和4年9月30日 令和4年10月31日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人全国助産師教育協議会	6010505001775	年会費	100,000	正会員一口100,000	令和4年6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人日本アイトープ協会	7010005018674	委託費	921,360	-	令和4年5月31日 令和5年3月31日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人日本栄養・食糧学会	4013305001773	委託費	220,000	-	令和4年12月27日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人日本栄養士会	7010005003552	委託費	1,100,000	-	令和4年6月30日 令和5年2月28日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人日本理学療法士協会	5011005003783	委託費	6,271,481	-	令和4年4月28日	-	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。